

## ワーケーションタクシークーポン交付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ワーケーションタクシークーポン交付事業（以下、「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この事業は、市外の企業・団体（以下、「企業等」という。）や企業等に勤める市外在住の役員・社員（職員）又はフリーランス・個人事業主（以下「社員等」という。）が研修・合宿型、ボランティア、テレワークなどのワーケーション実施する際に、タクシー利用に必要な経費の一部を補助し、観光需要の平準化及び観光消費額の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワーケーション 非日常の土地で仕事を行うことや、本市をフィールドとして企業研修を行うことで、生産性や心の健康を高め、より良いワーク&ライフスタイルを実施することをいう。
- (2) 企業等 法人の本店所在地が市外の企業又は団体をいう。
- (3) 社員等 日本国内（会津若松市除く）に住所を有し、居住実態がある者をいう。
- (4) コーディネーター 市ワーケーション推進協議会（以下、「市協議会」という。）から認定を受けた旅行会社をいう。

### (対象者)

第4条 ワーケーションタクシークーポン（以下、「クーポン」という。）の対象者（以下、「対象者」という。）は、以下の第1号から第4号までの要件を全て満たす企業等及び社員等とする。

- (1) 社員等が所属する法人においては既に1年以上の事業活動実績があること。
- (2) 国・都道府県等その他の公的機関から助成金等を重複して交付を受ける者でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと。
- (4) 会津若松市暴力団排除条例（平成23年会津若松市条例第4号）第2条に定める暴力団であること又は暴力団員等と関係を有するものでないこと。

### (協力機関)

第5条 事業の協力機関は、会津若松ハイヤー営業会に加盟し、事業の趣旨に賛同するタクシー事業者（以下「協力機関」という。）とする。

### (補助の対象及び補助額)

第6条 補助対象経費及び補助限度額については、別紙のとおりとする。

(クーポンの申請及びクーポンの交付)

第7条 対象者は、ワーケーションタクシークーポン交付申請書（第1号様式）に次にかかる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) ワーケーションの日程、内容、参加人数、実施費用などが確認できる書類
- (2) タクシークーポン申請枚数算出表（第2号様式）
- (3) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容を速やかに審査し、適当と認めるときはクーポンを対象者に交付する。

3 クーポンは、申請ごとに一括交付する。

4 クーポンの有効期限は、滞在期間の末日までとする。

5 クーポンは、再交付しないものとする。

(クーポンの利用方法)

第8条 前条の規定によるクーポンの交付を受けた対象者が協力機関のタクシーを利用したときは、クーポンを提出し、乗車運賃から助成額を控除した額を支払うものとする。

(補助額の請求及び支払)

第9条 協力機関は、対象者から受け取ったクーポンを毎月取りまとめ、ワーケーションタクシークーポン利用料請求書（第3号様式）により、翌月の10日までに会長に補助相当額を請求するものとする。

2 会長は、前項による請求があった場合は、当該補助額を当該月の月末までに協力機関に支払うものとする。

(不正使用の禁止)

第10条 クーポンは、有効期限後に使用し、又は他人に譲渡してはならない。

(クーポン及び補助額の返還)

第11条 会長は、対象者が偽りその他不正の行為によりクーポンの交付を受けたとき、又はクーポンを使用したときは、その者から未使用のクーポンの返還及び使用した分については返金させることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

## 別紙

補助対象経費	補助率	補助額	補助上限日数
タクシー利用料 ※ 会津若松ハイヤー営業会に加盟し、事業の趣旨に賛同するタクシー事業者の乗車運賃を対象とする。	定額	1,000 円/日	1 人当たりの 上限日数 7 日